

平成 26 年 4 月 1 日施行

別海町畜産環境に関する条例施行規則

(目的)

第 1 条 この規則は、別海町畜産環境に関する条例(平成 年別海町条例第 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 素掘り 主に液状の家畜排せつ物を貯留することを目的に土を掘削して設けた貯留施設で、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律(平成11年法律第112号。以下「家畜排せつ物法」という。)に規定する管理基準に準拠していないものをいう。
- (2) 野積み 家畜排せつ物を堆積している状態で、家畜排せつ物法に規定する管理基準に準拠していないものをいう。
- (3) 排汁 家畜排せつ物を堆肥舎等に貯留している時やサイレージなどの粗飼料を調整・保管している時に発生する液体をいう。
- (4) パドック 主に牛の運動や給餌を行うための屋外施設をいう。
- (5) 公共用水域等 河川、湖沼、道路側溝、明渠等公共の用に供される水域及びこれに接続する水路をいう。
- (6) 廃棄乳 農家において抗生物質や洗浄剤等が混入し出荷できなくなった生乳をいう。

(規制基準)

第 3 条 条例第 9 条の規定による規制基準は、別表に掲げるとおりとする。

(改善勧告)

第 4 条 条例第 11 条に規定する勧告(以下「改善勧告」という。)の実施に当たっては、当該事業者に対して、事前に町、農業団体等による事業者の自発的な対応を促すための指導(以下「改善指導」という。)を実施するものとする。

- 2 改善指導は、改善指導書（第1号様式）により行うものとする。
- 3 当該事業者による改善期間は、改善指導を受けてから1か月以内とする。ただし、気象条件や作業内容等により期間内に完了させることが困難であると認められる場合は、町及び農業団体と協議の上、期間を延長することができるものとする。
- 4 当該事業者に対する改善勧告は、次の各号のいずれかに該当するときに行うものとする。
 - (1) 前項の改善期間内に改善されないとき。
 - (2) 改善指導に従う意思がないと認められるとき。
 - (3) 規制基準の違反が繰り返され、改善指導の効果がないと認められるとき。
 - (4) 条例第14条第1項の規定に基づく報告又は立入検査（以下「立入検査等」という。）を拒否したとき。
 - (5) その他、町長が必要と認めたとき。
- 5 改善勧告の実施に当たっては、事前に立入検査等を実施し、内容を検査し確認するものとする。
- 6 改善勧告は、改善勧告書（第2号様式）により行うものとする。
- 7 改善勧告の通知後、災害等本人の責めに帰すことのできない理由により、改善勧告の内容に変更が生じたときは、本条の規定に準じ、再度、通知するものとする。

（改善命令）

第5条 改善勧告の通知後、次の各号のいずれかに該当するときは、当該事業者に対し、条例第12条第1項に規定する命令を行うものとする。

- (1) 正当な理由がないにもかかわらず、2か月を経過しても改善されないとき。
- (2) 改善勧告に従う意思がないと認められるとき。
- (3) 立入検査等を拒否したとき。
- (4) その他、町長が必要と認めたとき。

2 条例第12条第1項及び第2項に規定する命令（以下「改善命令」という。）における改善終了期限は、通知後2か月以内とする。ただし、気象条件や作業内容等により、やむを得ず期限内に終了させることが困難であると認められる

場合は、期限を延長することができるものとする。

- 3 改善命令の実施に当たっては、事前に立入検査等を実施し、内容を検査し確認するものとする。
- 4 改善命令は、改善命令書（第 3 号様式）により行うものとする。
- 5 改善命令の通知後、災害等本人の責めに帰すことのできない理由により、改善命令の内容に変更が生じたときは、本条の規定に準じ、再度、改善終了期限を定め通知するものとする。
- 6 改善命令の通知後、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）に基づく異議申立てがあった場合は、執行した改善命令を取り消し、同法に基づく異議申立てに対する決定がなされた後、改めて本条の規定に基づき処理するものとする。

（公表）

第 6 条 改善命令の通知後、次の各号のいずれかに該当するときは、当該事業者に対し条例第 13 条第 1 項に規定する公表を行うものとする。

- （1） 改善命令の改善終了期限内に改善されないとき。
- （2） 立入検査等を拒否したとき。
- （3） その他、町長が必要と認めたとき。

2 条例第 13 条第 1 項及び第 2 項に規定する公表の実施に当たっては、事前に立入検査等を実施し、内容を検査し確認するものとする。

（立入検査の身分証明）

第 7 条 条例第 14 条第 2 項に規定する身分を示す証明は、身分証明書（第 4 号様式）のとおりとする。

（監視、巡視等の実施）

第 8 条 条例第 15 条に規定する監視、巡視等の実施は、次の各号の調査によるものとする。

- （1） 年間計画に基づく定期的な巡回調査
- （2） 職員以外の者からの通報に基づく調査
- （3） 漁業団体等が実施する巡視等の結果に基づく調査
- （4） その他、町が、規制基準が遵守されていない、又は遵守されないおそれがある事案を知りえたときに実施する調査

2 前項の調査は、立入検査等に準じて実施するものとする。

3 第1項の調査により、事業者が規制基準を遵守していないと認められるとき、又は遵守されないおそれがあると認められるときは、条例第11条の規定に基づき対処するものとする。

(施策の推進体制の整備)

第9条 条例第21条第2項に規定する施策の推進体制は、町、農業団体等で組織する別海町家畜排せつ物管理適正化指導チーム(以下「指導チーム」という。)とし、その設置は、別途定めるものとする。

2 指導チームは、第4条第1項に規定する改善指導、第8条第1項第1号に規定する年間計画に基づく定期的な巡回調査及びその他健全な畜産環境の保持に関する施策の推進に必要な調査、指導等を実施するものとする。

附 則

この規則は、条例の公布の日から施行する。ただし、第2条第2項、第3条から第8条まで及び第9条第2項の規定は、平成29年4月1日から施行する。